

評価基準及び配点等

評価項目		配点	係数	点数
1	<p>執行団体としての適格性</p> <p>○本事業の目的を達成するために十分な実施体制を備えているか。</p> <p>○本事業を実施するための経営基盤、一般的な経理処理能力があるか。</p> <p>○本事業に類する事業の実績があり、その知識・ノウハウを活かすことが期待できるか。</p>	5	3	15
2	<p>事業実施計画の妥当性</p> <p>○起業支援金の周知や地域課題解決型ビジネスプランの募集方法が具体的か。</p>	5	1	5
	<p>○申請者・採択者への伴走支援の内容が申請者や採択者に寄り添ったものとなっているか。</p>	5	1	5
	<p>○審査委員会の外部有識者は社会的事業の起業等に知見のある者が提案されているか。</p>	5	1	5
	<p>○採択者への起業支援金の交付決定や支給の手続が適切か。</p>	5	1	5
3	<p>事務費の妥当性</p> <p>○事務費の内容及び金額は妥当であるか。</p>	5	2	10
4	<p>その他</p> <p>○本事業の成果を高めるための効果的な工夫がされているか。</p>	5	1	5
合 計				50

各項目の配点は、次のとおりとする。

配点	0	1	2	3	4	5
評価	非常に劣っている	劣っている	やや劣っている	やや優れている	優れている	非常に優れている

○審査委員会の委員による評価結果において、2項目以上で「0 非常に劣っている」の評価がついた応募者は、選定しない。

○審査委員会の委員全員による点数の合計が、6割（150点）に満たない応募者は、選定しない。